

イベント開催のあり方について(概要)

- 必要な感染防止策が担保される場合には、令和3年11月25日から当面の間まで、以下の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

<基本的な考え方>

(収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。)

時期	感染防止安全計画 ^(※1) を策定したイベント	左記以外のイベント
当面の間	【人数上限】 収容定員まで	【人数上限】 ① 収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50% ② 収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人
	【収容率】 100%	【収容率】 大声あり ^(※2) 50%以内 [収容定員が設定されていない場合は 十分な人と人との間隔(最低1m)] 大声なし 100%以内 [収容定員が設定されていない場合は 人と人が接触しない程度の間隔]

(※1) 大声なし、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の大規模イベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認および必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

(※2) 「大声」を「観客等が、①通常より大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

<感染防止安全計画を策定するイベント>

- 大声なし、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する主催者におかれましては、「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までに、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターに提出いただきますようお願いいたします。
- なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを対象に提出をお願いしていたチェックリスト(「イベント開催時のチェックリスト」)の作成・提出に関しては不要となりました。
- またイベント終了後、1か月以内を目途に、「イベント結果報告フォーム」を滋賀県防災危機管理局(滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター)に提出いただきますようお願いいたします。

<感染防止安全計画を策定しないイベント>

- これまで全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを対象に実施していた事前相談については、不要となりました。
- 上記のとおり事前相談は不要（感染防止安全計画の提出が必要なイベント除く）となりましたが、イベント主催者等はイベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況を確認するチェックリスト（「イベント開催時のチェックリスト」）をホームページやSNS等により公表いただき、チェックリストをイベント終了日から1年間保管してください（県へのチェックリストの提出は不要です。）。
- イベント中に問題発生（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）時のみ、イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを滋賀県防災危機管理局（滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター）に提出いただきますようお願いいたします。